

兵庫県公報

平成23年 1月21日 金曜日 第 2254 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う尼崎市の区域内における町の区域変更及び字の廃止（市町振興課）	1
○ 尼崎市の区域内における町の区域変更及び字の廃止（同）	2
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 道路の供用開始（同）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	9
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	10
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）	11
労働委員会公告	
○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況	12

告 示

兵庫県告示第44号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、尼崎市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、尼崎市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年 1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	町
扇 町		1の1の一部 1の4の一部 1の5の一部 14の1の一部 14の5の一部	大浜町2丁目
大浜町1丁目		56の1の一部	
大浜町2丁目		22の1の一部 22の2の一部 22の4の一部 23の一部 23の1 23の2の一部 23の9の一部 23の10の一部	大浜町1丁目
平左衛門町		1の5から1の7まで 1の13 1の14 3の2 3の4から3の7まで 6の2から6の4まで 7の1の一部 8の2の一部	丸 島 町
丸 島 町		59の1の一部 59の2から59の4まで 60の1から60の4まで	平左衛門町

又 兵 衛	喜左衛門 新田	322の2の一部 322の17の一部 322の25 322の28から322の31ま での各一部	扇 町
		322の1 322の2の一部 322の17の一部 322の27 322の28から 322の31までの各一部 322の32から322の34まで	大浜町2丁 目
西	四郎兵衛 新田	1784の1から1784の6まで	扇 町
	喜左衛門 新田	1785 1785の6 1785の7 1785の9 1785の13から1785の30まで	大浜町2丁 目
	砂浜寄洲	1788の1から1788の3まで 1788の5から1788の7まで 1788の10 1788の11 1788の14 1788の16 1788の17 1788の21から1788の26 まで 1788の28から1788の35まで 1788の39から1788の52まで	扇 町

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成21年9月9日現在の地番である。



兵庫県告示第45号

尼崎市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、尼崎市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成23年1月29日からその効力を生ずるものとする。

平成23年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	町
平左衛門 町		1の1 1の3 1の4 1の8から1の12まで 1の15 1の16	丸 島 町
西	砂浜寄洲	1788の4 1788の8 1788の9 1788の12 1788の36から1788の38 まで	扇 町

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成21年9月9日現在の地番である。



兵庫県告示第46号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成23年1月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 水守外科
- 所 在 地 神戸市須磨区神の谷7丁目1番1号
- 認 定 年 月 日 平成23年1月10日
- 認定の有効期限 平成26年1月9日
- 2 名 称 医療法人社団董会 北須磨病院
- 所 在 地 神戸市須磨区東白川台1丁目1番地1

- 認定年月日 平成23年 1月19日
- 認定の有効期限 平成26年 1月18日
- 3 名 称 新須磨病院
- 所在地 神戸市須磨区磯馴町 4丁目 1番 6号
- 認定年月日 平成23年 1月10日
- 認定の有効期限 平成26年 1月 9日
- 4 名 称 医療法人沖繩徳州会 神戸徳州会病院
- 所在地 神戸市垂水区上高丸 1丁目 3番10号
- 認定年月日 平成22年12月 1日
- 認定の有効期限 平成25年11月30日
- 5 名 称 舞子台病院
- 所在地 神戸市垂水区舞子台 7丁目 2番 1号
- 認定年月日 平成22年12月13日
- 認定の有効期限 平成25年12月12日
- 6 名 称 医療法人社団みどりの会 酒井病院
- 所在地 姫路市飾西412番地の 1
- 認定年月日 平成23年 1月 1日
- 認定の有効期限 平成25年12月31日



兵庫県告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年 1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市淡河土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 井 一 清	神戸市北区淡河町萩原696番地
同	藤 田 寛 之	同 市同区淡河町南僧尾516番地
同	西 岡 昭 男	同 市同区淡河町中山426番地
同	光 本 祥 次	同 市同区淡河町中山437番地
同	西 浦 常 次	同 市同区淡河町中山448番地の 1
同	銀 崎 享	同 市同区淡河町野瀬906番地
同	宮 本 和 夫	同 市同区淡河町野瀬1266番地
同	北 中 優	同 市同区淡河町野瀬1848番地
同	宮 脇 善 照	同 市同区八多町西畑792番地
同	押 場 嘉 彦	同 市同区淡河町神田510番地の 1
同	石 野 吉 信	同 市同区淡河町神影155番地
同	小 林 讓 次	同 市同区淡河町東畑317番地
同	瀧 本 哲 郎	同 市同区淡河町東畑632番地
同	谷 口 忠 司	同 市同区淡河町行原252番地
同	澤 野 直 昭	同 市同区淡河町行原242番地
同	辻 井 正	同 市同区淡河町北畑231番地の 2
同	田良原 芳 樹	同 市同区淡河町北畑80番地
同	藤 本 武 司	同 市同区淡河町木津223番地
同	藤 本 葵	同 市同区淡河町木津307番地
同	森 井 宏 紀	同 市同区淡河町萩原724番地
同	石 野 隆 尉	同 市同区淡河町萩原478番地
同	長 岡 正 志	同 市同区淡河町萩原81番地
同	岸 本 忠 彦	同 市同区淡河町淡河790番地

同	藤 井 耕 治	同	市同区淡河町淡河715番地
同	藤 森 敏 正	同	市同区淡河町淡河1073番地
同	坂 本 孝 治	同	市同区淡河町淡河96番地の 1
同	坂 本 和 美	同	市同区淡河町淡河179番地
同	藤 田 正 寛	同	市同区淡河町勝雄1198番地
同	百 瀆 正 弘	同	市同区淡河町南僧尾573番地
同	横 尾 暢 夫	同	市同区淡河町南僧尾910番地
同	杉 浦 正 成	同	市同区淡河町北僧尾1136番地の 5
同	清 原 陽 治	同	市同区淡河町北僧尾1463番地
同	清 原 照 顯	同	市同区淡河町北僧尾1348番地
監 事	沖 本 寛	同	市同区淡河町東畑272番地
同	中 谷 達 雄	同	市同区淡河町木津327番地
同	石 井 孝 政	同	市同区淡河町淡河1580番地
同	植 田 稔	同	市同区淡河町野瀬203番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

西 岡 昭 男

武 野 俊 雄

光 本 祥 次

福 井 豪

中 西 豊 治

宮 本 和 夫

北 中 優

宮 脇 善 照

押 場 嘉 彦

石 野 吉 信

瀧 本 哲 郎

中 野 一 清

辻 井 正

中 谷 達 雄

常 深 文 和

石 野 隆 尉

石 野 和 雄

藤 井 耕 治

藤 井 仁

松 本 安 廣

坂 本 孝 治

藤 田 達 章

清 原 昇 三

藤 井 慶 純

杉 浦 幸 男

清 原 照 顯

藤 原 耕 二

澤 田 保 夫

山 崎 昌 二

岩 野 憲 夫

住 所

神戸市北区淡河町中山426番地

同 市同区淡河町淡河727番地

同 市同区淡河町中山437番地

同 市同区淡河町中山 7 番地

同 市同区淡河町野瀬813番地

同 市同区淡河町野瀬1266番地

同 市同区淡河町野瀬1848番地

同 市同区八多町西畑792番地

同 市同区淡河町神田510番地の 1

同 市同区淡河町神影155番地

同 市同区淡河町東畑632番地

同 市同区淡河町行原64番地

同 市同区淡河町北畑231番地の 2

同 市同区淡河町木津327番地

同 市同区淡河町萩原877番地の 1

同 市同区淡河町萩原478番地

同 市同区淡河町萩原37番地

同 市同区淡河町淡河715番地

同 市同区淡河町淡河750番地の 3

同 市同区淡河町淡河1927番地

同 市同区淡河町淡河96番地の 1

同 市同区淡河町勝雄1254番地

同 市同区淡河町南僧尾703番地

同 市同区淡河町南僧尾663番地

同 市同区淡河町北僧尾160番地

同 市同区淡河町北僧尾1348番地

同 市同区淡河町北僧尾841番地の 1

同 市同区淡河町野瀬2022番地

同 市同区淡河町萩原465番地

同 市同区淡河町神影906番地



兵庫県告示第48号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成23年 1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成20年6月から平成22年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（大字氷上町三方の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市大字氷上町三方の一部
- (5) 認証年月日
平成23年1月7日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
平成20年6月から平成22年3月まで
- (3) 成果の名称
神河町（大字鍛冶及び大字大河の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神河町大字鍛冶及び大字大河の各一部
- (5) 認証年月日
平成23年1月7日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
赤穂郡上郡町
- (2) 調査を行った期間
平成20年1月から平成22年2月まで
- (3) 成果の名称
上郡町（大字山野里及び井上の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
上郡町大字山野里及び井上の一部
- (5) 認証年月日
平成23年1月7日



兵庫県告示第49号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神鋼環境ソリューション
加古郡播磨町新島19番地
取締役常務執行委員播磨製作所長 平 井 等
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神鋼環境ソリューション播磨製作所
加古郡播磨町新島19番地
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		
能	力	10枚/時	40枚/月		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～17時 8時間30分	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2～7	1～7	1～12	1～12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10未満	10	10未満	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10未満	10	10未満	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	2未満	4	2未満	2
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	18	22	5～1,000	5～1,000
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	1未満	2	1未満	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	0.23	0/式	0.55/式

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)	
100枚/月		85Nm ³ /分		63Nm ³ /分	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
1～12	1～12	2～7	1～7	7～9	7～10
10未満	10	5未満	5	5未満	5
10未満	10	14.4	20	59	70
2未満	2	2未満	2	2未満	2
5～1,000	5～1,000	14.4	20	130	150
1未満	1	0.1	1	0.1未満	1
0/式	2.15/式	0	1.6	0	1.6

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 1月21日から同年 2月14日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古郡播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年 1月21日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年 1月21日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年 1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 米谷昆陽尼崎線	伊丹市昆陽池1丁目83番から 同 市昆陽3丁目247番1まで	旧	6.0から 22.0まで	426.0	一部 予定地
		新	22.0から 31.0まで	426.0	



兵庫県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成23年 1月21日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年 1月21日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年 1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 米谷昆陽尼崎線	伊丹市鴻池3丁目1番から 同 市鴻池2丁目124番まで	旧	19.0から 47.0まで	57.0	一部 予定地
		新	19.0から 47.0まで	57.0	
県道 寺本伊丹線	伊丹市千僧6丁目197番16から 同 市千僧5丁目91番1まで	旧	20.0から 27.0まで	207.0	一部 予定地
		新	20.0から 27.0まで	207.0	
県道 中野中筋線	伊丹市鴻池3丁目1番から 同 市鴻池3丁目87番まで	旧	19.0から 49.0まで	246.0	一部 予定地
		新	19.0から 49.0まで	246.0	



兵庫県告示第52号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年 1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
唐端新(1)Ⅱ (102010191)	姫路市飾東町唐端新 加古川市志方町原 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐端新(1)Ⅲ (102010196)	姫路市飾東町唐端新 加古川市志方町原 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐端新(2)Ⅲ (102010197)	姫路市飾東町唐端新 加古川市志方町西牧 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、東播磨県民局加古川土木事務所、中播磨県民局姫路土木事務所、姫路市役所及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第53号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年 1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大塩(1)Ⅰ (102010393)	姫路市大塩町 高砂市北浜町牛谷 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
大塩(3)Ⅰ (102010397)	姫路市大塩町 高砂市曾根町 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩鼻(急)Ⅰ (102010436)	姫路市的形町の形 高砂市北浜町西浜 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
大島川Ⅰ (202010165)	姫路市的形町の形 高砂市北浜町西浜 (別図4のとおり)	土石流
北脇川Ⅰ (202010175)	姫路市大塩町 高砂市北浜町牛谷 (別図5のとおり)	土石流

(別図1から別図5までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、東播磨県民局加古川土木事務所、中播磨県民局姫路土木事務所、姫路市役所及び高砂市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第54号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。ついで、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年 1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社ガイア
 代表者の氏名 荒 井 晃 広
 住所 東京都中央区日本橋横山町7番18号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称)ガイア東加古川店

所在地 加古川市平岡町土山字勝負850番 4 ほか

3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

縦覧期間 平成23年 1月21日から同年 2月 3日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年 1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成22年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人倶楽部Q

イ 代表者の氏名 古 川 邦 彦

ウ 主たる事務所の所在地 明石市大久保町大窪434番地の 1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で保育が必要な乳幼児及び児童とその保護者に対して、保育及び子育ての相談、地域交流に関する事業を行い、子どもの安全と健全な成長を図ることによって地域の子育て環境の向上に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成22年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人クレヨンハウス

イ 代表者の氏名 橋 本 哲 也

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市水堂町2丁目7番26号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で社会参加と自立・平等を目指す障がい者に対して、日常生活の支援、社会参加機会の提供等に関する事業を行い、障がい者の地域福祉の増進に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年 1月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成22年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人コミュニティリンク

イ 代表者の氏名 細 谷 崇

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市野上1丁目2番2号 若葉荘207号室

エ 定款に記載された目的

株式会社サンセブン 中 藤 務 神戸市須磨区弥栄台四丁目8番地の1
外1者

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年9月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,088平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
41台
 - (2) 駐輪場の収容台数
35台
 - (3) 荷さばき施設の面積
41.4平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
5.8立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社サンセブン 外1者	午前9時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成22年12月27日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成23年1月21日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成23年5月23日
 - (2) 提出先
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地

労働委員会公告

審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、平成23年における審査の期間の目標及び平成22年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成23年1月21日

兵庫県労働委員会
会長 滝澤 功治

1 平成23年における審査の期間の目標

当委員会は、平成23年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

- (1) 単純な団体交渉拒否事件 6月
- (2) 標準的な事件 1年3月
- (3) 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、複数の労働者の査定差別が争点となっている等、主張の内容が複雑なものをいう。

2 平成22年における審査の実施状況

(1) 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	3件	1件	2件
標準的な事件	19件	12件	7件
特に複雑な事件	3件	0件	3件
計	25件	13件	12件

(2) 審査期間の状況（平成22年中に終結した事件）

ア 単純な団体交渉拒否事件

終結区分	係 属 日 数		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	—	—	—
和 解 ・ 取 下 げ	82日	82日	82日
総 平 均	—	—	82日 (約3月)

イ 標準的な事件

終結区分	係 属 日 数		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	463日	250日	364日
和 解 ・ 取 下 げ	364日	21日	191日
総 平 均	—	—	249日 (約8月)

(3) 個別事件の審査の実施状況（平成22年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属 日数	調査 回数	審問 回数	和解 回数	尋 問 証人数	備 考
平成20年 (不)第4号事件	命令(棄却)	463日	6回	5回	1回	5人 (10人)	標 準
平成21年 (不)第5号事件	命令(棄却)	355日	4回	3回	3回	4人 (8人)	標 準
平成21年 (不)第6号事件	取下げ	264日	6回	0回	0回	0人 (0人)	標 準
平成21年 (不)第7号事件	決定(却下)	250日	4回	1回	0回	0人 (0人)	標 準

平成21年 (不)第8号事件	命令(一部救済)	386日	6回	3回	0回	5人 (10人)	標 準
平成21年 (不)第9号事件	取下げ(関与和解)	281日	5回	0回	2回	0人 (0人)	標 準
平成21年 (不)第12号事件	和解認定(関与和解)	100日	2回	0回	2回	0人 (0人)	標 準
平成21年 (不)第15号事件	取下げ(自主和解)	364日	5回	2回	1回	2人 (4人)	標 準
平成21年 (不)第16号事件	取下げ(関与和解)	154日	4回	0回	1回	0人 (0人)	標 準
平成22年 (不)第3号事件	取下げ	82日	2回	0回	0回	0人 (0人)	団交拒否
平成22年 (不)第4号事件	取下げ(自主和解)	167日	2回	0回	1回	0人 (0人)	標 準
平成22年 (不)第8号事件	取下げ(関与和解)	178日	4回	0回	4回	0人 (0人)	標 準
平成22年 (不)第10号事件	取下げ(自主和解)	21日	1回	0回	0回	0人 (0人)	標 準

(注1) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」とは単純な団体交渉拒否事件を、「標準」とは標準的な事件を意味する。